

令和2年7月豪雨災害

大分県 復旧・復興推進計画

(由布市)

令和2年8月27日

大分県災害対策会議

はじめに

令和2年7月6日からの記録的な豪雨により、由布市では河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害を受けました。

復旧・復興に向け、県では知事や副知事、関係部局長全員からなる災害対策会議を立ち上げ、今後の取組方針などを協議してまいりました。去る7月17日、8月7日には、由布市を訪問して市長や副市長、関係課長等を交えた大分県現地災害対策会議を開催し、被害状況や復旧・復興に向けた課題、要望などを直接、お聞きするなど、関係者一丸となって進めてきたところです。

由布市との協議結果も踏まえ、今般、本格的な復旧・復興に向けた具体的な取組を「大分県 復旧・復興推進計画（由布市）」として取りまとめました。

今後は、この計画に基づき、由布市とも緊密な連携をとり、スピード感をもって復旧・復興を進めます。

なお、この推進計画は、復旧の進捗や復旧・復興方針の検討状況などに応じて、随時見直すこととしています。また、県災害対策会議において計画の進捗管理を徹底し、迅速かつ着実に復旧・復興を推進します。

(目 次)

I	県内の被害状況	1
II	復旧・復興に向けた今後の対応	
	基本的考え方	4
1	道路関係	5
2	河川関係	8
3	砂防関係	10
4	鉄道関係	11
5	農林水産関係	12
6	複数の災害復旧工事間の調整	13
7	県による施工支援	13
8	商工・観光関係	14
9	社会福祉関係	14
10	被災者への支援	15
11	人的支援	16
	参考資料	17

I 県内の被害状況

令和2年8月25日現在

被害種別			単位	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他
人的被害	死者		人	5	1	4			
	行方不明		人	1		1			
	負傷者	重傷者	人	1					1
		軽傷者	人	4	2				2
住家被害	全壊		棟	63	47	6	7	2	1
	半壊		棟	194	73	16	80	17	8
	一部損壊		棟	280	56	66	104	21	33
	床上浸水		棟	233	49	53	77	13	41
	床下浸水		棟	396		136	99		161
	合計		棟	1,166	225	277	367	53	244
非住家被害			棟	233	140	29	11	24	29
住民の孤立	(現時点)	地区数	地区	解消済み					
		世帯数	世帯	解消済み					
		人数	人	解消済み					
	(最大)	地区数	地区	10	10				
		世帯数	世帯	66	66				
		人数	人	158	158				
避難者等の状況	(現時点)	避難所数	箇所						
		世帯数	世帯						
		人数	人						
	(最大)	避難所数	箇所	354	54	13	9	12	266
		世帯数	世帯	969	265	74	102	106	422
		人数	人	1,821	517	171	218	207	708
発令状況等(最大の避難勧告等)	避難準備・高齢者等避難開始	世帯数	世帯	420,635	23,664	15,664	3,916	6,626	370,765
		人数	人	889,767	55,340	34,653	9,237	15,068	775,469
	避難勧告	世帯数	世帯	187,263	11,596	15,664	953	6,643	152,407
		人数	人	387,360	26,453	34,653	2,376	15,016	308,862
	避難指示	世帯数	世帯	30,079	27,555		696		1,828
		人数	人	70,252	64,835		1,697		3,720
	災害発生情報	世帯数	世帯	15,664		15,664			
		人数	人	34,653		34,653			

※1 被害状況の集計は令和2年7月6日から令和2年8月25日まで

※2 「その他」欄：大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、姫島村、日出町の計

被害種別		箇所	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
社会インフラ関係	道路 (橋梁含む)	国道 (国管理)	箇所						
			被害額						
		国県道 (県管理)	箇所	306	92	51	42	18	103
			被害額	7,367	3,805	1,276	902	373	1,011
		市町村道	箇所	1,514	337	239	191	34	713
			被害額	5,115	2,060	712	471	538	1,334
	計	箇所	1,820	429	290	233	52	816	
		被害額	12,482	5,865	1,988	1,373	911	2,345	
	河川	国管理	箇所						
			被害額						
		県管理	箇所	678	145	68	233	65	167
			被害額	16,955	4,679	2,420	3,507	2,484	3,865
		市町村管理	箇所	252	59	11	72	23	87
			被害額	2,181	495	100	735	98	753
	計	箇所	930	204	79	305	88	254	
		被害額	19,136	5,174	2,520	4,242	2,582	4,618	
	海岸	箇所							
		被害額							
	港湾	箇所							
		被害額							
砂防設備	箇所	160	23	25	75	13	24		
	被害額	4,236	848	1,693	1,085	127	483		
都市・公園	箇所	5		1		1	3		
	被害額	5		1		2	2		
上水道	箇所	27	9	3	2	10	3		
	被害額	446	224	106	64	44	8		
下水道	箇所	1					1		
	被害額	100					100		
公営住宅	箇所	7	2	2	2		1		
	被害額	49	43	2	3		1		
小計	箇所	2,950	667	400	617	164	1,102		
	被害額	36,454	12,154	6,310	6,767	3,666	7,557		
農林水産関係	農産物等	箇所	486	44	69	133	108	132	
		被害額	236	70	15	66	45	40	
	栽培施設	箇所	87	18	16	28	18	7	
		被害額	410	267	10	87	31	15	
	農地・ 農業用施設	箇所	5,943	599	2,258	1,252	807	1,027	
		被害額	13,613	882	4,901	3,461	1,940	2,429	
	その他 農業施設	箇所							
		被害額							
	計	箇所	6,516	661	2,343	1,413	933	1,166	
		被害額	14,259	1,219	4,926	3,614	2,016	2,484	

被害額:百万円

被害種別			県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
農林水産関係	林業関係	林地崩壊	箇所	47	14	13	5	1	14
			被害額	1,850	499	469	390	5	487
		治山施設	箇所	10	1	1	3		5
			被害額	146	8	6	123		9
		林道	箇所	289	132	7	44	17	89
			被害額	1,419	886	35	148	48	302
		その他 林業施設	箇所	49	18	1	18	9	3
			被害額	196	101	1	74	14	6
	計	箇所	395	165	22	70	27	111	
		被害額	3,611	1,494	511	735	67	804	
	漁業関係	水産関係	箇所	21	7	3	7	2	2
			被害額	151	9	26	110	5	1
		漁港関係	箇所	5					5
			被害額	182					182
計		箇所	26	7	3	7	2	7	
		被害額	333	9	26	110	5	183	
小計			箇所	6,937	833	2,368	1,490	962	1,284
			被害額	18,203	2,722	5,463	4,459	2,088	3,471
商工・観光関係			箇所	186	96	36	27	9	18
			被害額	5,056	3,242	954	350	192	318
社会福祉関係			箇所	8	4	2		1	1
			被害額	637	625	10		2	
教育関係	公立学校	県立学校	箇所	3	1				2
			被害額	21	10				11
		市町村立 学校	箇所	5	1	1	3		
			被害額	142	53	26	63		
		計	箇所	8	2	1	3		2
			被害額	163	63	26	63		11
	私立学校		箇所	1					1
			被害額	10					10
	その他学校施設		箇所						
			被害額						
	社会教育施設		箇所	6		4		2	
			被害額	22		17		5	
	文化財		箇所	9	4	1		1	3
			被害額	6		4			2
小計		箇所	24	6	6	3	3	6	
		被害額	201	63	47	63	5	23	
その他			箇所	13	1	2	3	1	6
			被害額	207	15	50	28	5	109
合計			箇所	10,118	1,607	2,814	2,140	1,140	2,417
			被害額	60,758	18,821	12,834	11,667	5,958	11,478

※ 商工・観光関係の箇所、被害額は、商工団体、市町村など関係者からの聞き取りにより把握した、施設や設備等について被害が見込まれる事業者の数値

※ 調査の進展により、箇所、被害額は今後、変動する

Ⅱ 復旧・復興に向けた今後の対応

基本的考え方

被災直後から由布市と連携し、緊急対応、応急復旧に取り組んできたが、今後は住民生活や産業活動を支える観点から、幹線道路をはじめ、地域密着の生活道路、あるいは、再度の被災で孤立の恐れのある地域や農地・商業施設などに通じる路線を優先に迅速な復旧・復興に取り組む。

また、災害復旧事業は「原形復旧」を原則としているが、近年、台風や豪雨に起因する大規模災害が頻発しており、将来に向けて累次の被害発生、再度の浸水被害等を防止するため、必要なものについては、県土の強靱化に繋がる河道拡幅等の「改良復旧」の可能性について十分な検討を行う。

被災した農地・農業用施設等については、可能な限り次期作に間に合うよう早期復旧を図るとともに、今後の経営効率化に向けた農地の集積や大区画化等について、生産者や関係団体と協議を行う。加えて、河川・溪流沿いや山頂の急傾斜地にはスギ等の針葉樹を植えずに、広葉樹での回復を図る「災害に強い森林づくり」を推進する。

迅速な災害査定対応に向け、市に対し、査定設計書の作成支援を行うほか、施工方針や発注時期、工程等について、市と速やかに検討・調整を行うこととし、随意契約なども随時活用できるように、道路・河川等の受注者情報などを提供する。

被災により家屋等の移転が求められる場合には、地域住民の意向を見極めつつ、被災地域としてのコミュニティ機能の維持を考慮し、地域内の安全な場所を確保する「域内移転」などを検討する。

今後の状況変化によって、新たに発生する諸課題については、臨機・柔軟に市と連携しつつ、スピード感を持って対応していく。

1 道路関係

○国道210号【国管理】（湯布院町川西）

湯布院町川西では、護岸基礎部が流出し延長15mにわたり路面が陥没した。現在、国土交通省では、応急工事を完了しているが、片側交互通行の早期解消が必要であるため、引き続き本復旧工事に着手することとされている。

国道210号【国管理】（湯布院町川西）

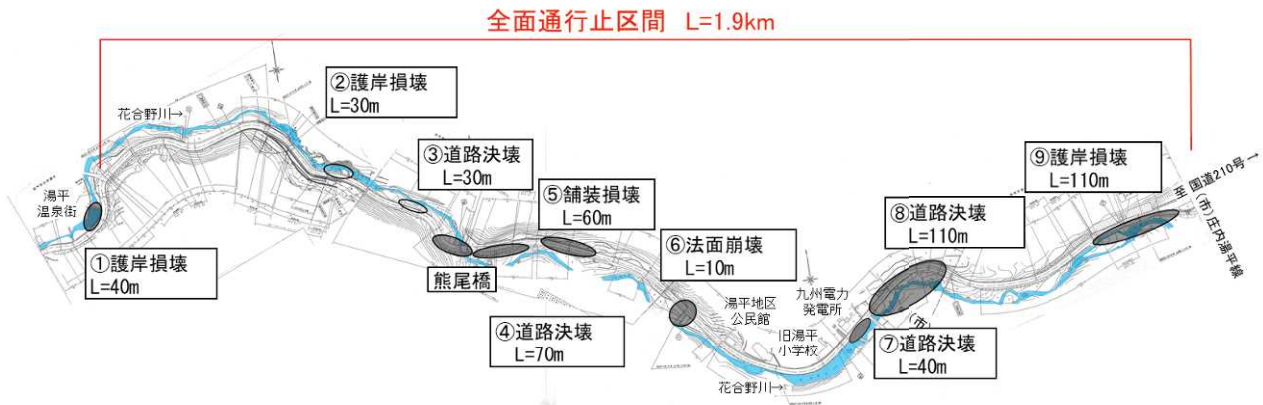


○県道湯平温泉線【県管理】（湯布院町湯平）

湯布院町湯平では、延長約1.9km区間において道路決壊（4か所）、法面崩壊（1か所）、舗装損壊（1か所）、護岸損壊（3か所）が発生した。復旧にあたり、遠回りの迂回をお願いしているため、全面通行止めの早期解消が必要である。現在、応急工事を実施しており、地元車両と緊急車両は、7月31日から「全面通行止め」を一部時間帯のみ解除した。また、一般車両についても、8月7日から「全面通行止め」を一部時間帯のみ解除し、通行可能とした。

今後は、花合野川の砂防設備災害復旧事業と調整を図り、本復旧工事に着手する。

県道湯平温泉線【県管理】（湯布院町湯平）

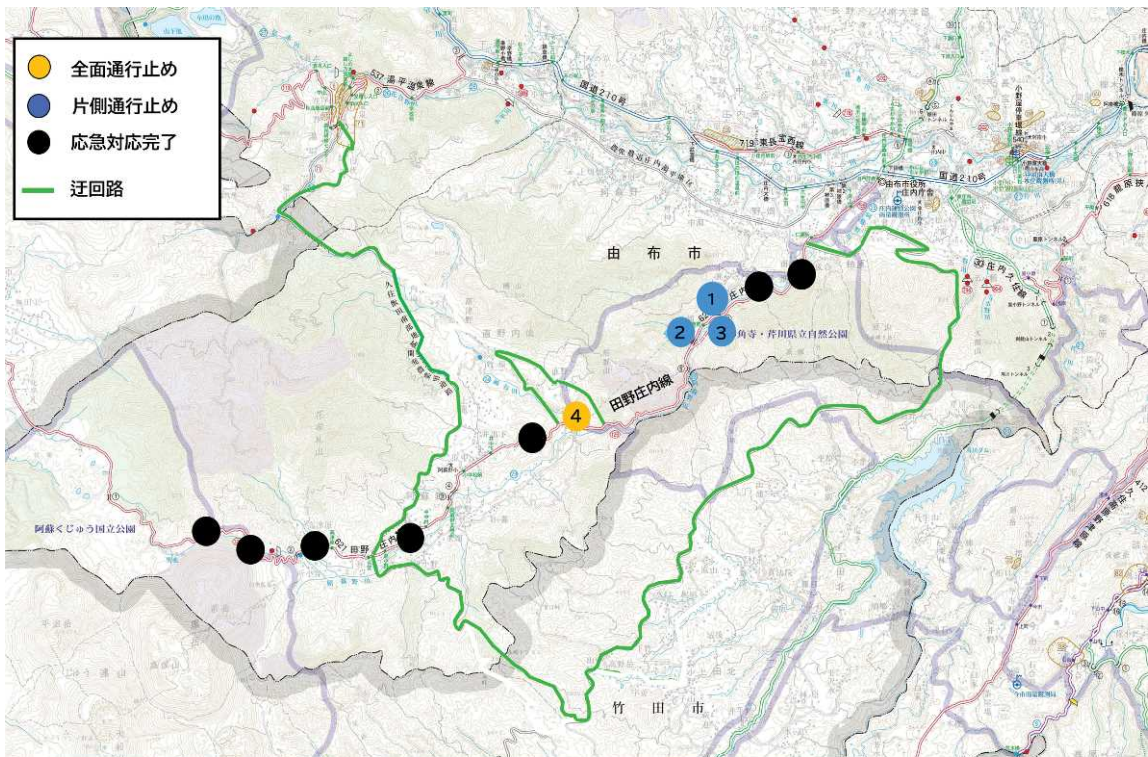


○県道田野庄内線【県管理】（庄内町阿蘇野）

庄内町阿蘇野では、4か所で道路が決壊し、うち2か所で全面通行止めが生じており早期解消が必要である。

現在、全面通行止め箇所のうち、1か所（写真③）では応急工事が完了し、8月8日に片側交互通行に移行した。残り1か所（写真④）は、詳細設計中であり河川災害復旧事業と調整を図りながら本復旧工事に着手する。

県道田野庄内線【県管理】（庄内町阿蘇野）



2 河川関係

○大分川【国・県管理】（挾間町下市）

挾間町下市では、戸数約20戸、面積約1.5haにわたる浸水被害が発生している。対策方針の検討を進めるにあたり、浸水範囲が国と県の管理区間をまたぐため、国、県、由布市の三者での調整を行っている。今後は、浸水被害軽減に向けて整備手法の検討を進めていく。

○大分川【県管理】（庄内町小野屋）

庄内町小野屋では、戸数約80戸、面積約5.0haに及ぶ浸水被害とともに、約1.1kmにわたり護岸が崩壊している。今後の復旧にあたっては、被災施設の早期復旧に加え、浸水被害軽減に向けた整備方針・手法の検討を進めていく。

大分川【県管理】（庄内町小野屋）



○宮川【県管理】（湯布院町川北）

湯布院町川北では、戸数約8戸、面積約1.0haにわたる浸水被害が発生している。出水時に河川水位が上昇した際、河川への雨水排除が困難な地形となっており、現在、下流区間で実施している河川改修が浸水被害軽減に繋がることから、その早期効果発現に向け、改修事業の進捗を図っていく。



3 砂防関係

○花合野川【県管理】（湯布院町湯平）

湯布院町湯平から下湯平間の約5km区間において溪岸侵食、床固や護岸の崩壊が多数発生し、温泉街においては、家屋基礎部の洗掘、橋梁や温泉小屋の消失も生じている。復旧にあたり、上流部では巨石等の対策、温泉街では進入路等の調整や景観等に配慮した復旧、下流部では通行を確保しながらの改良復旧の検討が必要である。今後、上流部では砂防設備の新設、温泉街及び下流部では地域住民との合意形成を図りながら復旧・改良を進めていく。

花合野川【県管理】（湯布院町湯平）

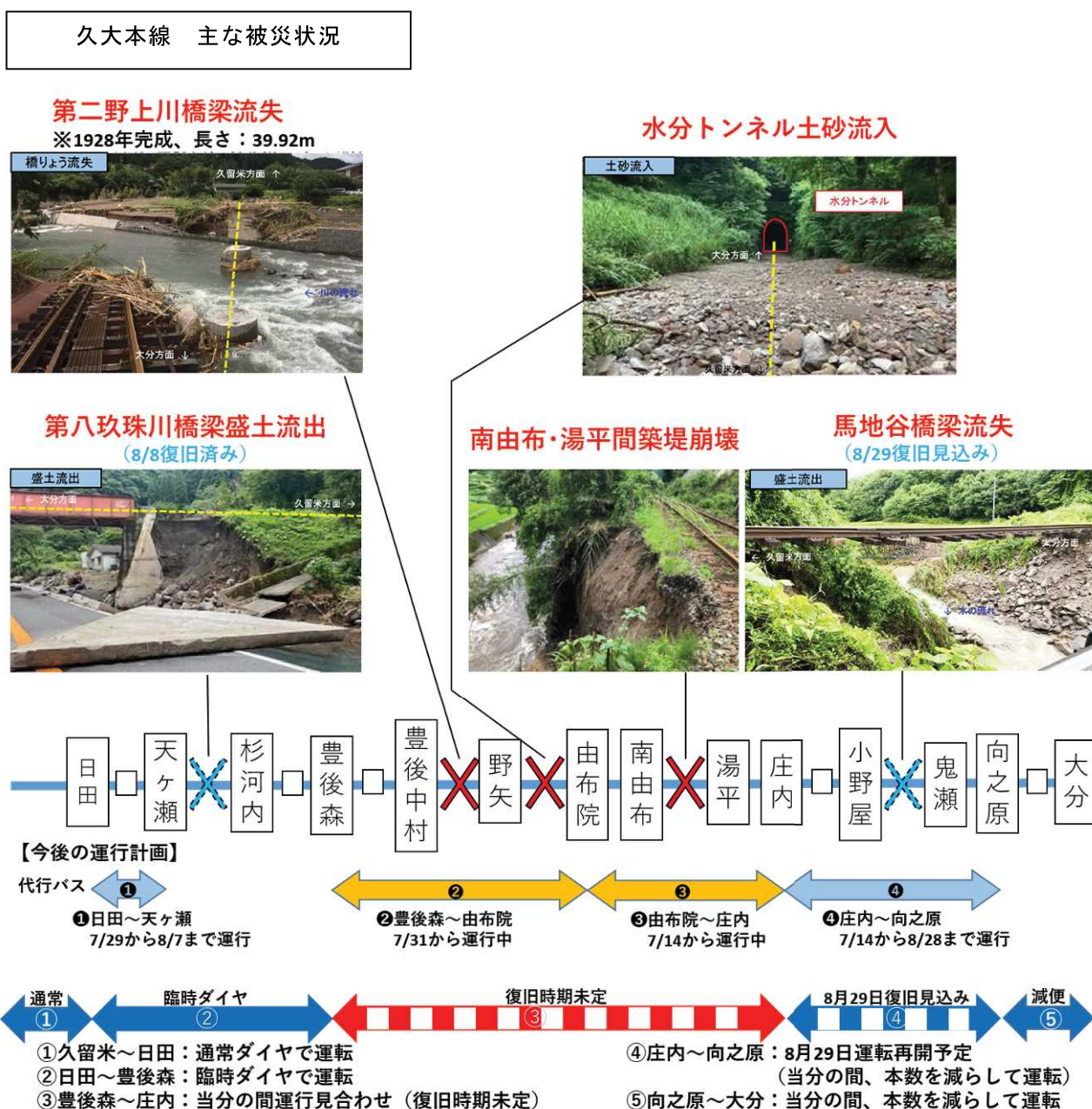


4 鉄道関係

○JR久大本線

南由布駅・湯平駅間の築堤（由布市湯布院町川西）の崩落、馬地谷橋梁（由布市庄内町櫟木）の流失などにより、日田駅～向之原駅間が不通となった。由布院駅～向之原駅間には7月14日から、豊後森駅～由布院駅間には7月31日から代行バスが運行されており、8月29日には庄内駅～向之原駅間で鉄道の運転が再開される予定であるが、引き続き久大本線の早期全面復旧をJR九州に要請していく。

※豊後森駅～庄内駅間：運転再開時期未定



5 農林水産関係

○阿蘇野地域

山腹崩壊を起因とした土石流により、治山施設の損壊、県道や農地・用水路への土砂及び流木の流入が発生した。（被災延長2.8km）

さらなる土砂の流出防止と次期作に向けた農地・用水路の早期復旧に向けて、同時進行する治山復旧事業、農地・用水路復旧事業等との工事調整を図り、崩壊箇所の下流に堰堤（3基）とスリットダム（1基）を新設するとともに、農地の土砂撤去及び水路の復旧を行い、次期作付け及び梅雨入り前の令和3年5月までの完了を目指す。

○元治水井路

農業用水路が崩壊（20m）し、水路橋（延長15m）が流失したため、水田181.9ha、農家455戸が影響を受けている。また、元治水井路は、別府市の水道用水、企業局の発電用水（0.6t/s）にも利用されており、供給が停止した。

被災当初は、地元協力により、かんがい用水の一部（0.35t/s）が水道用水等に融通されたが、7月中旬から企業局が仮設水路の整備に着手、8月6日に完了し、翌7日から通水を開始した。なお、仮設水路の応急工事費は別府市と企業局で負担する。

本復旧は土地改良区と別府市、企業局による費用負担割合の協定に基づいて実施することとしており、令和3年3月までの完了を目指す。

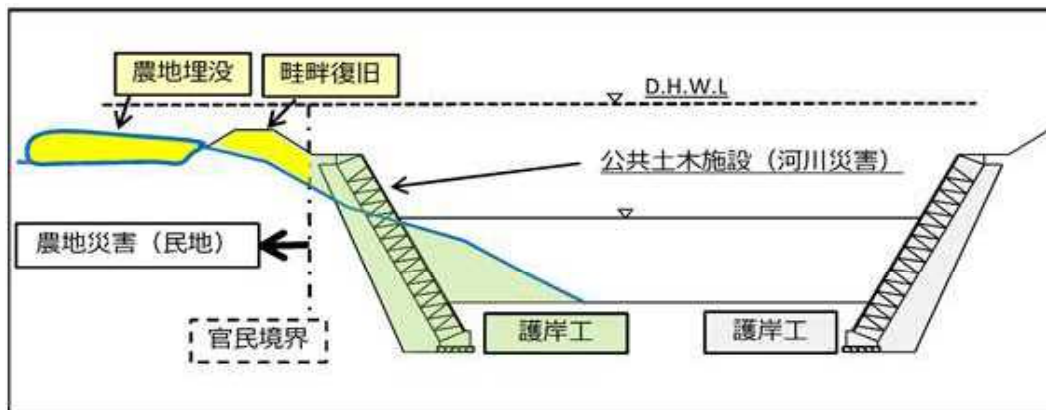
元治水井路



6 複数の災害復旧工事間の調整

道路、河川、砂防、治山、農地など複数の被災施設の復旧工事においては、査定前に市と管理者協議（二重採択防止など）を早期かつ綿密に行い、施工方針や発注時期、工程等について、迅速に検討・調整する。

＜河川災害と農地災害の連携（イメージ）＞



7 県による施工支援

技術的難易度が高い特殊橋梁などについては、（公財）大分県建設技術センターが市発注工事を施工支援する。

受託予定箇所	関連する県の施設
むかいのはるのだ 向原野田線（黒川橋）	黒川

8 商工・観光関係

○湯平温泉

旅館10施設や商店などの浸水被害のほか、湯平温泉配湯組合所有の配湯施設の流失、地域で運営する共同浴場「砂湯」の大規模損壊などが発生しており、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により旅館・ホテルなどの事業の基盤となる施設・設備等の早期復旧を支援する。また、共同浴場や配湯施設など、同補助金の対象外となる施設等についても、地元及び市とも協議のうえ支援を検討する。

特に、観光事業者については、インバウンドの減少、新型コロナウイルスの感染拡大でも大きな影響を受けているため、風評被害の払拭及び復旧後の誘客に向け、復旧状況等の正確な情報発信と積極的な誘客キャンペーンを実施する。

○工場、事務所、旅館等

工場、事務所、旅館等で浸水被害が発生しているため、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により事業の基盤となる施設・設備等の早期復旧を支援する。

・事業者向け説明会：8月11日

【なりわい再建補助金】

被災した中小企業等が行う施設・設備の復旧費を助成

・上限額3億円 補助率3/4（国1/2、県1/4）

※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県負担1/4を1/3とし、
全体の補助率を5/6に引き上げ [8月補正(専決)]

【持続化補助金（被災小規模事業者再建事業）】

被災した小規模事業者が行う機械設備購入や店舗改装、広告宣伝等の経費を助成

・直接被災者 上限額200万円 補助率2/3（国）

・間接被災者（売上減少など） 上限額100万円 補助率2/3（国）

※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県独自で1/6を上乗せし、
補助率を5/6に引き上げ

9 社会福祉関係

○放課後等デイサービス「らいん」（庄内町西長宝）

床上浸水、砂利流入が生じ、河川護岸に隣接した敷地（建物基礎部分）の一部が浸食している。

事業者は独自で移転再建をする意向であり、移転再建が完了するまでのサービスの継続に向け助言等を行う。

10 被災者への支援

○住宅再建

被災者生活再建支援制度（国制度）を活用し、住宅が全壊、大規模半壊した世帯を支援する。

なお、国制度の対象外となる半壊、床上浸水世帯については、大分県災害被災者住宅再建支援金で支援する。

※8月25日現在：全壊6戸、大規模半壊3戸、半壊13戸、床上浸水53戸

○家屋の解体

市が実施する災害廃棄物（被災した家屋や流入土砂等）の処理に対しては、国庫補助制度の活用が可能であり、市負担分には特別交付税（95%）が措置される。

なお、今回の災害では、「全壊家屋」に加え、「半壊家屋（損害割合が20%以上50%未満）」が補助対象とされたほか、「被災者自らによる解体・撤去」も事後に補助制度の対象となる。

県としても技術的指導や、国への補助金申請の指導など、引き続き丁寧に対応していく。

・制度説明会 第1回：7月29日、第2回：8月11日

○みなし仮設住宅

住宅が全壊又は半壊（応急修理に要する期間が1か月超）した被災者に対して、国の制度（国1/2、県1/2）を活用して、民間住宅を借り上げて提供する。

国制度の対象外となる、住宅が半壊（応急修理に要する期間が1か月以内）又は床上浸水した被災者は、大分県災害救助費補助金（県・市各1/2）により、民間住宅を借り上げて提供する。

※8月25日現在：入居済1世帯、入居調整中1世帯

○公的賃貸住宅への入居

被災者に対して、住宅の目的外使用として住戸を提供する。使用期間は原則6か月、更新可能で最長1年間。使用料（家賃）は免除。

※8月25日現在：入居済 市営住宅12戸

○水道施設

本復旧・応急復旧の状況（8月25日現在）

断水は7月13日までに全て解消済（最大1,717戸）

区分	被災施設数	本復旧	応急復旧	本復旧見込み
公営水道	2	1	1	令和3年3月
民営水道	1	0	1	令和2年12月
計	3	1	2	

※民営水道施設の復旧（応急復旧含む）については、地元負担分の2/5を1/5に軽減するため、県独自で上乗せ支援する。[7月補正（専決）]
・補助率4/5：県1/5、市3/5

11 人的支援

災害復旧業務支援のため、農業土木職員（県職員）2名を9月1日から9月30日まで、5名を10月1日から11月30日までの間、派遣予定である。

また、生活環境の変化に伴う被災者の新たな健康問題の把握や、二次的健康被害の悪化予防等の活動においては、市との情報共有を図りながら、必要に応じて県保健師等による助言、支援を行う。

参考資料

<土木関連施設の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度										令和3年度	令和4年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
被災状況の調査と災害報告	→												
応急工事	(必要に応じて実施)		- - - - - →										
査定準備	→												
災害査定 (事業費の決定)			9月8日~			→							
復旧工事の実施				(緊急度の高い箇所から着手)							→ - - - - - → - - - - - →		

<農地・農業用施設等の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度										令和3年度	令和4年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
被害状況の調査と災害報告	→												
応急工事	(必要に応じて実施)		- - - - - →										
査定準備		→											
災害査定 (事業費の決定)			→			→							
災害復旧補助率の確定	作付けが行われている農地は、稲刈り終了後、直ぐに工事着手ができるように、11月末までに査定を完了												
復旧工事の実施				(優先順位の高い箇所から着手)							→ - - - - - → - - - - - →		

仮設対応により、営農を継続できる箇所や、緊急に復旧すれば、次期作に間に合う箇所については、積極的に応急工事を活用

※早期の営農再開に資するものから順次実施
 ※河川工事等のインフラ整備と連携し機能強化を図るものは、関係者との連携のもと、早期完成を図る。

< 作付け再開に向けた流れ >

	令和2年						令和3年				令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	~	6月	~	12月	1月	~	6月	~	12月
	発災		復旧方針の決定		災害査定											
本年収穫可能な農地	応急復旧	仮設ポンプなどにより用水を確保		収穫(10月~11月)		本復旧	作付・収穫(6月~11月)				作付・収穫					
本年収穫不可				本復旧		作付・収穫				作付・収穫						

○河川の復旧工事等との調整が必要な場合（令和4年の作付けに向けて復旧）

収穫不可	応急復旧	仮畦畔や波板を設置		本復旧				作付・収穫			
仮畦畔等により一部収穫可能な箇所	応急復旧	収穫		本復旧【河川等】		作付・収穫		本復旧【農地等】		作付・収穫	